

令和4年度  
知立市水道水質検査計画



(令和4年3月)  
知立市水道事業

## はじめに

水質検査は、水道法第 20 条で水道事業者に実施を義務付けられており、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するため不可欠なものです。

水質検査計画とは、適正な水質検査を行うために、水質検査の採水地点、検査項目及び検査頻度等を定めたものです。知立市水道事業では市民の皆様には水道水が安全で安心であることをご理解いただけるよう、毎年度開始前に水質検査計画を策定するとともに公表いたします。

## 目次

1.	水質検査計画の基本方針	2
2.	知立市水道事業の概要	3
3.	水源から給水栓に至るまでの水質の状況	5
4.	水質検査	6
5.	臨時の水質検査	7
6.	水質検査の方法	7
7.	水質検査計画及び検査結果の公表方法	7
8.	水質検査結果の評価	8
9.	水質検査計画の見直し	8
10.	水質検査の精度及び信頼性の確保	9
11.	関係機関との連携	9

## 1. 水質検査計画の基本方針

### (1) 水質管理の基本方針

知立市水道事業では、安全で安心できる水道水をお届けできるよう、原水の水質を監視し、適切に浄水処理を行っています。また各施設から配水される水道水が水質を損なうことなく給水栓まで届けられているかを調べるため、法令で規定されている毎日検査及び毎月検査、水質管理目標設定項目について定期的に検査し、より適切な水質管理に努めます。

### (2) 水質検査の基本方針

市民の皆さまに直接大きな影響を及ぼす水道水の水質は、配水区域の給水末端で検査を実施し、水道水の安全性・安定性を確保することを第一に、以下の方針で水質検査を実施します。

#### ① 検査地点

浄水場、配水場の各配水区域の給水末端で水質検査を実施します。

原水は、各水源にて採水し、水質検査を実施します。

#### ② 検査項目

水道法で検査が義務付けられている項目について、全て水質検査を実施します。

水質管理上必要な項目についても、水質検査を実施します。

#### ③ 検査頻度

基本的に法律で定められた頻度で検査を実施します。

過去の検出状況や水処理上の必要性を考慮し、的確な頻度で検査を実施します。

なお、その他に水源や水道施設で水質汚染や水質異常があったとき、又はその恐れがあると認められるときは、臨時に水質検査を実施します。



## 2. 知立市水道事業の概要

知立市内には、市内5箇所の地下水(深井戸)を水源とする「知立浄水場」と愛知県が運営する水道用水供給事業(県水)から浄水を受水する「八橋配水場」・「西町配水場」の計3か所の水道施設があります。

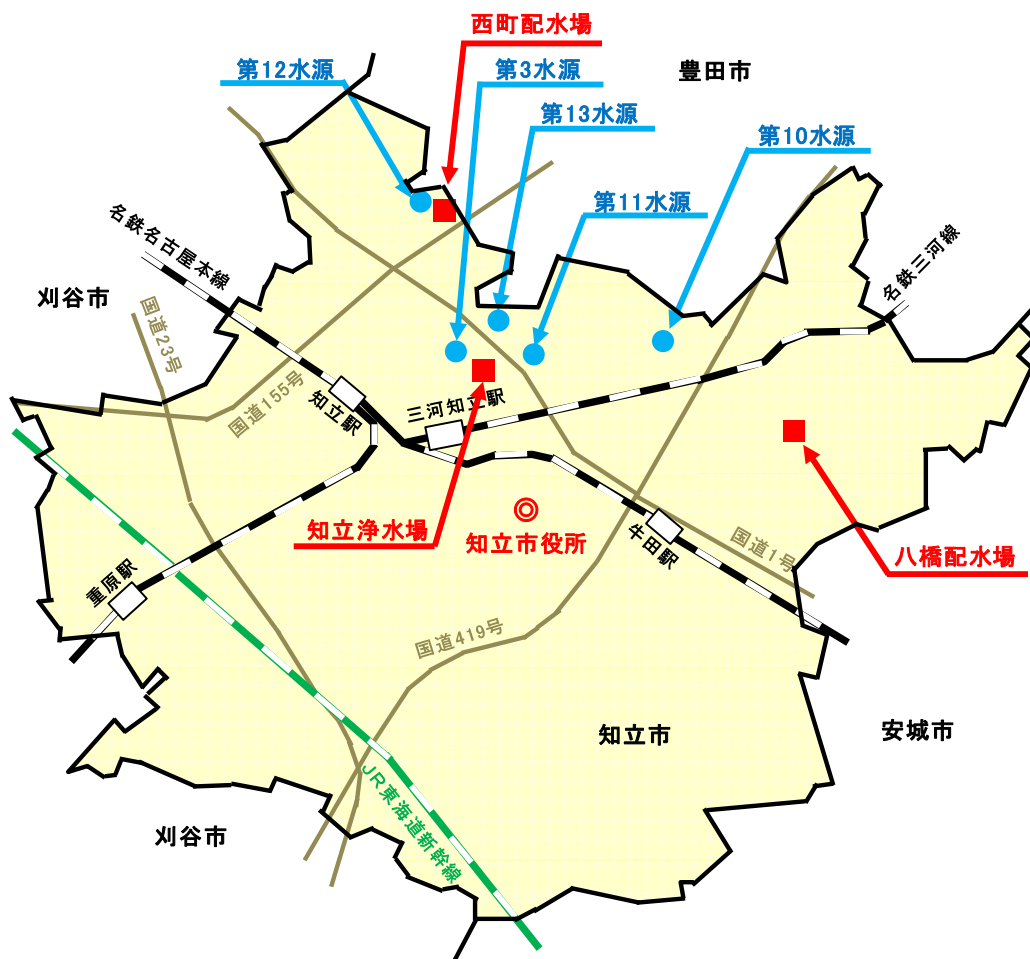


図1 知立市内の浄水場、配水場、水源場所

### (1) 給水実績

区分		令和元年度実績	令和2年度実績
行政区域内人口 (A)		72,392 (人)	72,277 (人)
行政区域内世帯数		32,541 (戸)	32,741 (戸)
給水人口 (B)		72,184 (人)	72,069 (人)
給水戸数		32,443 (戸)	32,643 (戸)
普及率	B/A	99.71 (%)	99.71 (%)
日配水量	最大	21,540 (m <sup>3</sup> )	22,400 (m <sup>3</sup> )
	平均	20,300 (m <sup>3</sup> )	20,744 (m <sup>3</sup> )

(2) 市内施設の水源と能力

① 知立浄水場



水源・種類	地下水（深井戸）
取水能力	6,800 m <sup>3</sup> /日
浄水能力	6,600 m <sup>3</sup> /日
浄水設備	着水井、凝集沈殿地 急速ろ過池
配水池	2,400 m <sup>3</sup>
配水設備	配水ポンプ 5 台

② 八橋配水場



水源・種類	豊田浄水場 （矢作川水系）
	尾張東部浄水場 （木曾川水系）
配水能力	23,680 m <sup>3</sup> /日
配水池	8,400 m <sup>3</sup>
配水設備	配水ポンプ 7 台

③ 西町配水場



水源・種類	尾張東部浄水場 （木曾川水系）
配水能力	8,400 m <sup>3</sup> /日
配水池	3,000 m <sup>3</sup>
配水設備	配水ポンプ 5 台

### 3. 水源から給水栓に至るまでの水質の状況

#### (1) 県水における水質状況

県水は、矢作川水系と木曾川水系の河川水を豊田浄水場及び尾張東部浄水場で浄水処理した水道水です。県水は、主に八橋配水場（矢作川水系）及び西町配水場（木曾川水系）を受水し、お客様の元へ供給しています。

県水の汚染要因及び水質管理上注意すべき項目としては、配水池内での長期滞留による残留塩素の低下があり、その対策として残留塩素の 24 時間連続監視及び塩素追加設備を整備し対応しています。

県水における汚染要因	<ul style="list-style-type: none"><li>・配水池内での長期滞留による残留塩素の消費</li><li>・残留塩素による消毒副生成物の生成</li></ul>
水質管理上注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・残留塩素、消毒副生成物など</li></ul>

#### (2) 自己水における水質状況

自己水は、知立市内 5 箇所の深井戸から汲み上げた地下水を浄水処理して作られています。水源は深井戸であるため、外部から汚染されにくい状況であり、安定した水質を保っています。

しかし、場所によって工場、耕作地等があり汚染の原因となる可能性もあるため、以下の水源における汚染要因及び水質管理上注意すべき項目を踏まえて、適正な浄水処理を行っています。

水源における汚染要因	<ul style="list-style-type: none"><li>・工場排水等の地下浸透による汚染</li><li>・散布農薬による地下水汚染</li><li>・地質による鉄及びマンガン</li><li>・水源状況の変化による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</li></ul>
水質管理上注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・金属類</li><li>・農薬類</li><li>・鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物</li><li>・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</li></ul>

#### (3) 末端給水栓における水質状況

水道水は、すべての採水地点で水質基準を満たしており、安全で良質な水をお届けしています。

## 4. 水質検査

定期の水質検査として、水道法で義務付けられている項目（毎日検査項目・水質基準項目）に加え、水質管理上必要な項目（水質管理目標設定項目・その他の項目）について水質検査を行います。

水質検査項目	水道法で義務付けられている項目	毎日検査項目 色、濁り、消毒の残留効果
		水質基準項目（別表 1） 水質基準に関する省令により定められた 51 項目
	水質管理上必要な項目	水質管理目標設定項目※1（別表 1） 金属類、有機物質、消毒副生成物、農薬など
		その他の項目※2（別表 2）

※1 検出レベルは高くないものの、将来にわたり水道水の安全性の確保のために必要とされる項目

※2 水源の汚染指標となる項目

### （1）毎日検査項目

色、濁り、消毒効果の有無（残留塩素）について、浄水場、各配水場の配水区域の末端給水栓に位置する公園 5 箇所にて毎日検査を実施します。（図 2 参照）

（※令和 4 年 8 月 1 日より採水箇所を変更いたしました。）

### （2）水質基準項目

給水栓の検査地点は、上記（毎日検査）と同じ箇所において実施します。検査頻度については、水道法で定められた回数を実施します。（別表 1）

原水に関しては、市内 5 箇所の水源（深井戸）にて、最も水質が悪化していると考えられる時期を含め、少なくとも年 1 回検査を実施します。（別表 2）

### （3）水質管理目標設定項目

水道法で義務付けられている水質検査項目以外について、別表 1 のとおりの地点及び頻度で検査を実施します。

### （4）水源に関する検査項目

水源の安全性および水質の確認のため、各水源にて水質基準項目のうち消毒副生成物を除く項目及びその他の項目について、別表 2 の頻度で検査を実施します。

## 5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、市内に供給される水道水が水道法施行規則第 15 条 2 項に基づき以下の理由により水質基準に適合しない恐れがあるときに、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源に水質が著しく悪化したとき
  - (2) 水源に異常があったとき
  - (3) 水源付近、給水区域及びその周辺で消化器系の伝染病が流行しているとき
  - (4) 浄水過程に異常があったとき
  - (5) 送・配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響をうけたとき、又はその恐れがあるとき
  - (6) 大規模地震発生時に、水道施設の被害により水道水施設が影響をうけたとき、又は、その恐れがあるとき
  - (7) その他、特に必要があると認められるとき
- 検査項目は以下の基本的項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH 値、味、臭気、色度、濁度、残留塩素）と水質の状況に応じて項目を追加して実施します。また、検査地点は汚染等の状況に応じて、適切な場所を選定します。

## 6. 水質検査の方法

水質検査は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)で実施します。

また、水質基準項目のうち毎日検査については自己検査で行い、その他については効率性及び合理性の観点から水道法第 20 条第 3 項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者（登録機関）へ委託します。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表方法

- (1) 水質検査計画

水質検査計画が策定された段階で知立市のホームページに公表します。

- (2) 水質検査結果

浄水場区域及び配水場区域の代表給水栓における水質検査結果 1 年分を集計（平均値）し、知立市のホームページに公表します。



## 8. 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価については、水質基準の適合判定はもとより、長期的により質の高い水道水の供給を目指して評価していきます。

### (1) 水質基準の適合判定

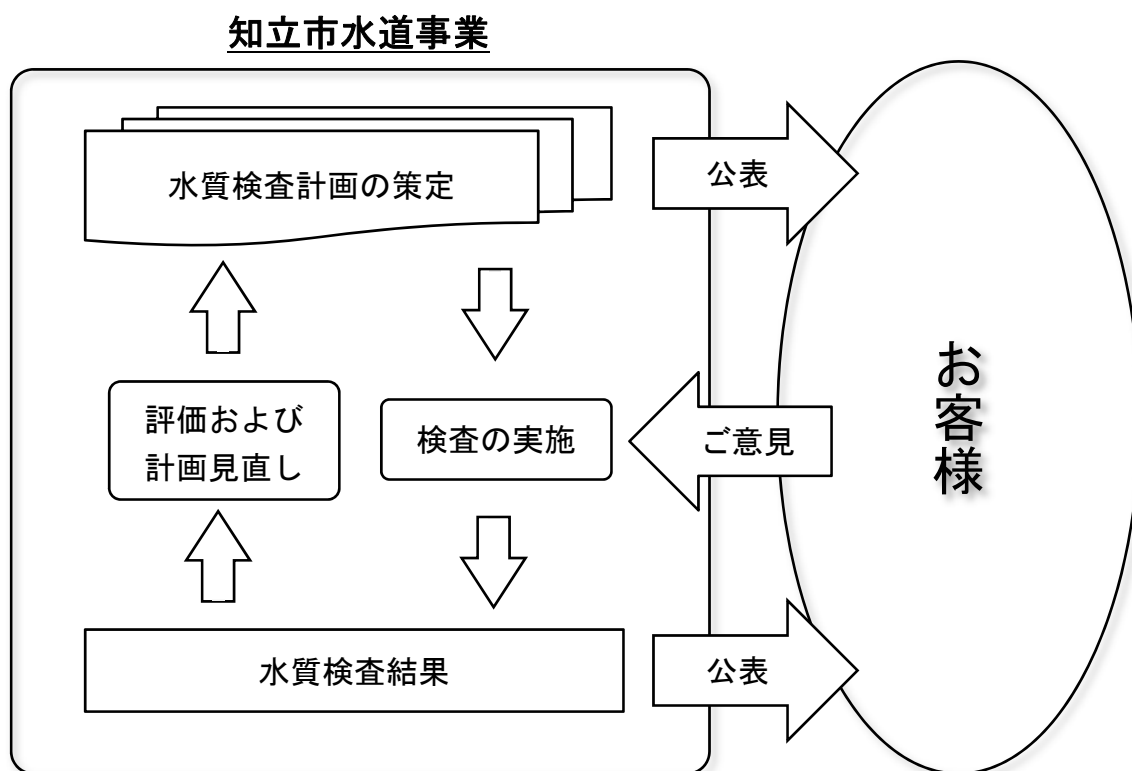
水質基準は、水道により供給される水が満たすべき水質上の要件であり、いかなる項目についても、その結果が水質基準を満たすよう水質管理に万全を期します。

### (2) 長期的評価

より質の高い水道水の供給を目指して、この検査計画を継続的に評価して必要な対策を講じていきます。

## 9. 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しは毎年実施し、お客様からのご意見を参考にするとともに、前年度の水質検査結果を総合的に判断し、水質検査計画の見直しをします。



## 10. 水質検査の精度及び信頼性の確保

水道水の安全性を保証するため、水質検査結果に基づき検査方法等の評価を行い、検査結果の正確性と信頼性の確保に努めます。本市では、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて」に基づき、妥当性を評価します。

また、水質検査委託の信頼性を確保するため、「水道 GLP」を取得し技術的能力が的確であると証明された検査機関に委託します。

## 11. 関係機関との連携

### (1) 国等との連携

厚生労働省、環境省の水質管理の調査等に関しても情報収集を図ります。

### (2) 県営水道との連携

本市は、水道水の一部を県営水道からの供給を受けています。そのため、県営水道との連帯を図り、県水浄水場での水質状況等の情報収集を行い、安全で安心できる水道水の安定供給に努めます。

### (3) 近隣水道事業者との連携

近隣水道事業者とも水質管理に関わる情報収集を図り、連携していきます。

(お問い合わせ先)

知立浄水場

〒472 - 0032

知立市中山町神狭間 2-1

知立市上下水道部水道課

電話 0566-81-1381 FAX 0566-82-0672

e メール [josui@city.chiryu.lg.jp](mailto:josui@city.chiryu.lg.jp)

(別表1) 令和4年度 定期水質検査の項目及び頻度(法令に基づく水質検査)※給水栓

区分	No.	検査場所・頻度等 水質基準項目(51項目)	水質基準 (mg/ℓ)	水道法で示された検査頻度		過去3年間の 最高値 (mg/ℓ)	知立市の採水地点及び検査計画年度					検査頻度設定(省略等の理由)		
				基本頻度	最低頻度		大林緑の公園 [東栄公園]	丸坪公園 [弘栄公園]	野中公園 [逢妻児童遊園]	跡落公園	池下公園			
毎日検査		色・濁り、消毒の残留効果	—	1日1回以上	1日1回以上	—	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回	1日1回			
健康に 関連する 項目	病原微生物	基1 一般細菌	100個/ℓ以下	12回/年	12回/年	0	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	過去3年間の水質検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため、 年1回に水質検査の回数を省略する		
		基2 大腸菌	検出されないこと			検出せず								
	無機物質・ 重金属	基3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	※1	< 0.0003	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年			
		基4 水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下		< 0.00005	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年			
		基5 セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		< 0.001	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年			
		基6 鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		< 0.001	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年			
		基7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		< 0.001	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年			
		基8 六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下		< 0.005	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年			
		基9 亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下		< 0.004	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年			
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下		0.001	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年			
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下		0.30	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年			
		基12 フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下		0.1	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年			
	一般有機 化学物質	基13 ホウ素およびその化合物	1.0mg/ℓ以下	4回/年	< 0.10	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	過去3年間の水質検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため、 年1回に水質検査回数を省略する		
		基14 四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		< 0.0002	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
		基15 1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下		< 0.005	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下		< 0.004	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
		基17 ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下		< 0.002	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
		基18 テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下		< 0.0005	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
		基19 トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下		< 0.001	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
		基20 ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		< 0.001	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
		消毒副生成 物	基21 塩素酸		0.6mg/ℓ以下	4回/年	0.32	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年		4回/年	4回/年
			基22 クロロ酢酸		0.02mg/ℓ以下		< 0.002	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年		4回/年	
	基23 クロロホルム		0.06mg/ℓ以下	0.016	4回/年		4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
	基24 ジクロロ酢酸		0.03mg/ℓ以下	0.009	4回/年		4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
	基25 ジブロモクロロメタン		0.1mg/ℓ以下	< 0.01	4回/年		4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
	基26 臭素酸		0.01mg/ℓ以下	< 0.001	4回/年		4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
	基27 総トリハロメタン		0.1mg/ℓ以下	0.02	4回/年		4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
	基28 トリクロロ酢酸		0.03mg/ℓ以下	0.009	4回/年		4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
	基29 ブロモジクロロメタン		0.03mg/ℓ以下	0.005	4回/年		4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
	基30 ブロモホルム		0.09mg/ℓ以下	< 0.009	4回/年		4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
	基31 ホルムアルデヒド		0.08mg/ℓ以下	< 0.008	4回/年		4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
生活上の 支障に 関連する 項目	色	基32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	※1	< 0.01	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	過去3年間の水質検査結果が基準値の1/10以下であり水質検査回数を省略する			
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下		0.06	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
		基34 鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下		0.06	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年				
		基35 銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下		< 0.02	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
	味覚 色	基36 ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	21	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
		基37 マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	0.006	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年					
	味覚	基38 塩化物イオン	200mg/ℓ以下	12回/年	12回/年	9.3	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年			
		基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	34	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	過去3年間の水質検査結果が基準値の1/5以下であり水質検査回数を省略する			
	発泡	基40 蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4回/年	※1	163	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年			
		基41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	< 0.02	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年			
臭気	基42 ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	藻発生時期に 月1回	藻発生時期に 月1回	0.000002	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	過去3年間の水質検査結果が基準値の1/10以下であり水質検査回数を省略する			
	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	< 0.000001	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ原水並びに水源の藻類の発生状況がなく検査を行う必要がないことが明らかため水質検査回数を省略する				
発泡	基44 非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	4回/年	※1	< 0.002	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	過去3年間の水質検査結果が基準値の1/10以下であり水質検査回数を省略する			
	基45 フェノール類	0.005mg/ℓ以下	< 0.0005	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
基本的性状	基46 有機物(全有機炭素の量)	3mg/ℓ以下	12回/年	12回/年	0.7	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年				
	基47 pH値	5.8~8.6			7.5	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年				
	基48 味	異常でないこと			異常なし	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年				
	基49 臭気	異常でないこと			異常なし	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年				
	基50 色度	5度以下			< 0.5	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年				
	基51 濁度	2度以下			< 0.1	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年				
管理目標設定項目	目1 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ(暫定)	/	/	0.003	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
	目2 抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)			0.007	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
	目3 遊離炭酸	20mg/ℓ以下			16	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
	目4 腐食性(ランゲリア指数)	-1以上			-2.3	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
	目5 従属栄養細菌	2000以下			5	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年				
	目6 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタノール酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下			----	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	令和2年4月1日より要検討項目から水質管理目標設定項目に移行		

※1：水源の状況から原水の水質が大きく変化する場合が少なく認められる場合(過去3年間に於いて水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が水質基準値の5分の1以下であるときは1回/年、10分の1以下であるときは1回/3年と省略することが可能である。

※2：配水エリアの変更に伴い、各採水箇所(東栄公園、弘栄公園、逢妻児童遊園)を変更する。(令和4年8月1日より)

(別表2) 令和4年度 定期水質検査の項目及び頻度(独自の水質検査)※各水源

区分	No.	検査場所・頻度等 水質基準項目(51項目)	水質基準 (mg/L)	検査計画年度						
				第3水源	第10水源	第11水源	第12水源	第13水源		
健康に 関連する 項目	病原微生物	基1	一般細菌	100/ml以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基2	大腸菌	検出されないこと	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	無機物質・ 重金属	基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基9	亜硝酸態窒素	0.01mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基13	ホウ素およびその化合物	1.0mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		一般有機 化学物質	基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
			基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	基16		シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス- 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	基17		ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	基18		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	基19		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	基20		ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
生活上の 支障に 関連する 項目	色	基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	
		基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	味覚 色	基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	
	味覚	基38	塩化物イオン	200mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基40	蒸発残留物	500mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	発泡	基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	臭気	基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	発泡 臭気	基45	フェノール類	0.005mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		基46	有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
	味覚	基47	pH値	5.8以上8.6以下	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	
		基本的性状	基49	臭気	異常なし	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年
			基50	色度	5度以下	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年
			基51	濁度	2度以下	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年
農薬類			農1	チオファネートメチル	検出されないこと	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
その他	農2	トリフルラリン	検出されないこと	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		
	農3	プロピコナゾール	検出されないこと	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		
	農4	プロモブチモ	検出されないこと	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		
	農5	ペンタゾン	検出されないこと	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		
	その他	他1	大腸菌	MPN/100mL	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	
		他2	嫌気性芽胞菌	CFU/100mL	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	
		他3	クリプトスポリジウム	個/10L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
他4		ジアルジア	個/10L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		
他5		遊離炭酸	mg/L	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		
他6		腐食性(ランゲリア指数)		1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		
他7		糞便性大腸菌群	CFU/100mL	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年		

図2 配水区域図および採水地点

